

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 0 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 5 月 27 日
至 令和 3 年 5 月 27 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 0 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 5 月 27 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○	○	農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 議案第26号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
日程 3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 4 議案第28号 農用地の買入れ協議に係る要請

開会 午後 1 時29分

議長 これより第10回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
3番 對木委員、6番 石田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 議案第26号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第26号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、白糠町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本会の審議を求める。
令和3年5月27日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
別紙のとおり

次のページをおめくり願います。この「農地等に利用の最適化に関する指針」は、目標を定めることによって「農地利用最適化交付金（事業）」の対象となるものです。

まず、事業の趣旨になります。

法律関係から申しますと、平成28年4月1日より施行された「農業委員会等に関する法律」により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられました。

最適化の示すところは、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等になります。

なお、この数値は前回の総会で議決いただいた「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画」の数字を参照しております。

それでは議案の内容を順次1番から説明いたします。

1、農地利用の最適化に関する目標

担い手への農地の集積・集約化につきましては、白糠の全体の耕地面積は4,790ヘクタールとなっています。令和3年度のカッコ現状というと

ころは、前回の総会にてお示した数値になります。農地の集積面積が4,318.25ヘクタール。集積率は90.15パーセントとなっております。これを3年後の令和5年度の目標になりますが、100ヘクタールを積み上げて、4,418.25ヘクタール、農地集積率が92.24パーセントを目標として設定しております。

次にカッコ2の遊休農地の解消・発生防止であります。白糠町におきましては遊休農地はないということであります。

カッコ3の新規参入者の促進につきましては、現状では2法人。前回の総会でも報告しました、株式会社M&Sと株式会社もりもりふぁーむの二つの法人となります。目標値につきましては新規参入者の個人では2人、面積では4ヘクタール。この内容につきましては農地法上最低限の面積が2ヘクタールとなっておりますので、掛ける2名分で4ヘクタールという数字を計上させていただいております。法人につきましては、1法人の2ヘクタールということであります。

次に2の農地利用の最適化に関する推進方法であります。

カッコ1の担い手への農地の集積・集約化につきましては、農業者に対する農地流動化の意向の把握。農地の面的集積を目的とした農地中間管理事業・農地利用集積円滑化事業の推進。

カッコ2、遊休農地の解消・発生防止であります。

これは例年実施しております利用状況調査・利用意向調査の実施。そして、利用状況調査・利用意向調査を通じた農地所有者に対する指導・説明並びに相談活動の実施。高齢農家に対する意向の把握となっております。

カッコ3の新規参入者の促進につきましては、農業委員会・町・JA等関係機関による連携強化。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

議長 議案第26号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第3 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可

について、本会の審議を求める。

令和3年5月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。売買価格につきましては、相対契約による●●●万円となります。

次に図面をご参照願います。位置図と地番図になります。もう1枚めくっていただき、地番図をご参照願います。自宅にほぼ隣接した土地が対象地となっています。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
石田委員お願いします。

石田委員 6番 石田です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第27号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第28号「農用地の買入れ協議に係る要請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第28号「農用地の買入れ協議に係る要請」
農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき所有権移転に係るあっせんの申出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められることから、白糠町に対し、同法16条第1項の規定に基づく農用地の買入れ協議を行う旨の通知をしていただくよう要請することについて、本会の審議を求める。

令和3年5月27日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き願います。

「農用地の買入れ協議に係る要請書」

既に前回の総会にてご審議いただいたあっせんに基づくものであります。

あっせん申出者は、●●●様

申出を受けたのは、5月19日になります。

この内容につきましては、「農用地等のあっせん結果」に基づくものであります。

あっせん不成立になった箇所につきましては、土地所有者であります●●●様から、あらためて申し出があったものであります。

事業の概要といたしましては、一度、北海道農業公社に買入れしていただき、認定農業者に5年間の一時貸付を経た後、その借り受け者に対し、その農地を売り払いするという内容であります。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

議長 議案第28号の質疑をお受けいたします。

石田委員 ●●●さんの農地の協議なのだけど、農地の売買というかこういうかたちなのだけど、これは農業委員会なのか農協なのかわからないけれども、今回、一般質問でも出しているのだけど施設の利活用はどのようになっているのか。

斉藤主幹 農業委員会に対しては、あくまでも土地、農地の部分のみということですが、ただ、土地以外にも施設の部分につきましては、農協さんが大きく関与している部分でもありますので、現在は財産整理をしている最中でありまして。その内、農地の部分は農業委員会。施設等、重機、農業資材もありますので、それらを含めて農協さんが中心になって整理をかけている最中でありまして。

石田委員 農協なのかどこかはよくわからないが、その辺の話の流れとして、いわゆる農機具は大半処分されたようだが、それも含めてまだ残っているものもあるようだが、この施設について何か聞いていることがあるか。

それと、農政だと思うが、「明日の農業を考える会」というところでも、こういった話が出ているのか。

事務局長 今回の一般質問にも出ていまして、町長が答弁するかたちになるのですが、いまは事務局と経済課も持っていますので、そこでは今回離農に至った部分については、ある程度の負債を抱えての離農ということをお聞きしております。その負債額は農協からは提示はありませんので、町としては知り得るところではないのですが、そこで農業施設それから機械、農地ということで、いずれにしろ農家さんが自由に手出しできる

ものではなくて、釧路丹頂農業協同組合の管理下のもと、財産の管理を粛々と行っていくというようなことで、お聞きしております。

本当は農業振興上、有効に利活用していただければそれは町としてもありがたいことなのですが、その辺につきましてもあくまでも債権上、農協さんが中心となりますので、町としては推移を見守るしかないと考えています。

「明日の農業を考える会」、他の農業系の団体、協議会等もありますが、今回の離農に対しての特別にそのような議論の部分については、出ておりません。

以上です。

石田委員

聞くとところによると、個々の民間のものについては、行政は口を出されない話を聞いているのだが、いま課長がいみじくも言ったように、白糠町の基幹産業は農業と漁業と林業。基幹産業と言っているからには、やはり離農するということは衰退に繋がっていく。

離農する農家はいままで後継者の問題だとかいろいろなことで議論してきた。だけど●●●さんは多大な設備投資して、そしてあの施設は●●●かかっている。住宅を入れると●●●以上かかっている。

そしてまだ新しい。15年くらい経ったか。丹頂農協は本当にあてにできるのか。悪いけど。そういうことからいくとやはり町がもう少し前向きに積極的に対応する必要があると思う。農業の振興だとか語っているわけだから、これは行政執行方針でも言っている。だとすれば、こんなことで農協に任せて、俺たちに言わせるとあてにならない、頼りにならない農協任せでそんなことを言っていていいのかとなる。答えられなかったら一般質問で言うから。

事務局長

石田委員がおっしゃるとおり、今回の一般質問に出ていますので、町長が答弁するかたちになると思いますが、個人の財産、債権の関係上、農業経営者に関わらず個別の商店主とか、そういう方々も町として税金を投入して、その借金をどうにかするとかその施設を買うということは行ってまいりませんでした。そしてまた町としてもその部分についてはできないという判断のもと、ここに至っていると思っております。ただ、町長がどのように答えるかわかりませんが、当然、情報の共有はさせていただいております。そして農協に対しても何とか利活用、または担い手、酪農の担い手、そういうものと言うことでお話をさせていただいておりますが、今の段階で何か手を出せるという部分では難しいと思っておりますので、当然、お話をさせていただいておりますがそのあと何か必要で行政ができることがあれば、議会の方々とも相談を申し上げながら何か取り組み、支援等進めていけるのではないかと思いますけれども、現時点では町として中々難しい部分でありますので、そこら辺のところは釧路丹頂農業協同組合とも十分にお話をさせていただきまして、何とか利活用に良い方向に進めていければと考えています。ただ、ここは農業委員会の場なので石田委員がおっしゃるとおり、今後6月の定例会の一般質問で町長が答えるようなかたちになりますので、いまの答弁では担当者レベルと理事者のレベルでは考えることも違うかと思うので、担当としてはそのようかたちで考えていますので、ご理解願いたいと思います。

石田委員　　いまの答弁でいいと思う。それが大事。要するに丹頂農協が債務者を管理しているから、丹頂農協で考えるからそれしかできない、町はできないのではなくて、やはり農協だとか営農指導は大事だと思う。

今日まで、この結果は営農指導に原因があると思う。それらも含めて町としていわゆる丹頂農協にどういう意見を申し述べるか、そのことが大事だと思う。そのように答弁してくれ。

それで、納得するかしないかわからない。これ以上は議論しない。

議　　長　　他に質疑ありませんか。

(出席委員)　(なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後 1 時58分)